

「物井」考

— Studies on MONOI —

菊池良輝

by Yoshiteru Kikuchi

「物井」考

序

本学は地理的には千葉県佐倉市山王町に位置する。ところで、本学の教職員・学生の大半が利用している「JR物井駅」の「物井」の名称は地名に由来している。

本稿は「物井」を歴史的に考察しようとするものである。

尚、物井は、いわゆる印旛・千葉両地方の境界線上に位置しているが、印旛地方により影響を受けていた、と思われることを付記しておきたい。

神^一、然後下撥^二葦原中國^三、是時斎主神号^四斎之大人^五、此神今在^六乎東國穢取之地^七也。

この「穢取」は『和名抄』に言う「香取」であり、現在の千葉県香取郡地方^八というのが一般的である。

もとより、この記事を以て、即史実と認めるとは出来ない。しかし、『延喜式^四』神名帳に大座として記載されている「香取神宮」が、経津主神を祭神としていると推測されることを思うと、房総半島への大和王權の最初期の足跡とみてもあながち即断とは言えまい。^五

仮に、『日本書紀』記載の通り、忍穗耳尊の世代とすれば、三世紀前半^六であろうか。

次に、房総半島に関連する記載は『記』『紀』の崇神朝のいわゆる四道將軍の派遣記事であろう。

『古事紀^七』中巻・崇神天皇段

房総半島が史書に登場するのは『日本書紀』卷二・神代、天孫降臨段の一書(1)の次の記事を初見とする。

一書曰、天神遣^一経津主神・武甕槌神^二使^二平^一定葦原中國^三、二神曰、天有^一惡神^二、名曰^一天津甕星^二、亦名天香香背男、請先誅^一此

又此之御世、大毘古命者遣「高志道」、其子建沼河別命者遣「東方十二道」而、令「和」平其麻都漏波奴人等、又曰子坐王者遣「且波國」。

『日本書紀』^八卷五・崇神紀、十年九月丙戌朔甲午条

以「大彦命」遣「北陸」、武淳川別遣「東海」、吉備津彦遣「西道」、丹波主命遣「丹波」、因詔之曰、「若有不^レ受^レ教者」、乃挙^レ兵伐之、既而共授「印綬」為「將軍」。

『古事記』の「東方十二道」につき、本居宣長は、「尾張・参河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・總「上総・下総なり、安房は、後に上総より分れたり」常陸・陸奥なるべきか^九」と述べている。

大毘古命が、埼玉県行田市埼玉古墳群出土の金象嵌辛亥銘鉄劍銘文の「意富此塊」に比定されることが定着しつつある今日、同様の伝承を持つ建沼河別^一、武淳川別^二も、相当の歴史的事実を伝えていると見て良いと思われる。

古事記の「十二道」を『日本書紀』は「東海」と表記しているが、飯田武郷^三は、特に地域を特定してはいない。

しかし、会津の地名起源説話^四・県主設置の可能性^四・伊佐須美神社の存在^五・前方後円墳型の大塚山古墳等を見る時、会津地域が関東地方の中ではとび抜けて大和王権との結びつきが深いことは事実であろう。

そうなれば、建沼河別命^一、武淳川別本人か、或いは彼に擬人化された人物・団体が房総半島に足跡を印したことは十分想像できる。

ところで、竹田臣は武淳川別命の子孫とされるが、『千葉県歴史・全』は、「安房・朝夷・香取諸郡に健田村あるは、蓋し武淳川別命の子孫た

る竹田臣の居住せし処なるべく、其の子孫の房総の地に蕃衍せるは推察に難からず^{一八}と述べている。

この武淳川別命と関連あるとされる健田村は、景行天皇との関係も考えられる、以下考証する。

(一) 朝夷

『和名抄』安房国朝夷郡条に「健田」がある、訓は版本の違いにより「太津多（「タツタ」であろう）」と「多介太（「タケタ」であろう）」の二種が示されている。

『房陽郡郷考』^{一九}は朝夷郡条に御原・新田・大瀧・満禄と共に「健田」の郷名を挙げているが、「廢ス」と注記している（同書の成立は嘉永三年^{二〇}一八五〇年^{二一}）。

『千葉県地名変遷総覧』^{二二}は安房国旧朝夷郡条「新田」項にて、大略「健田村が昭和二九年四月一日に千倉町に編入されたこと。『和名抄』朝夷郡新田郷が現在の健田村か、とした後、新田郷は瀬戸・宇田一帯か」としている。

今日の「安房郡千倉町瀬戸・宇田」地方である。千葉県歴史研究会編纂子の言う「安房の健田村」の地と思われる。

(二) 平群

一方、同郡「健田（多介太）」の項では、大略「健田は上滝田であるうが、朝夷郡に属するのか、平群郡に属するのか判然としない」としている。確かに、鶴岡良弼著『日本地理志料による・千葉県郷名分布図』^{二四}

によれば、上滝田は朝夷郡に属しているが、当地方は大きく平群郡方面に組み込んでおり、地形上からも判断に迷うところである。

尚、ここで注目されることは、健田が景行天皇と磐鹿六鷦命の伝承に登場してくる「河曲・浮島」の一方の比定地に近いということである。

この場合、河曲は安房郡河曲（加波和）＝現・館山市西川名^{〔二五〕}であり、浮島は平群郡石井（伊波為）＝現・安房郡鋸南町勝山＝沖の浮島^{〔二六〕}である。

浮島に近いことは看過できないものではあるまい。

仮に景行天皇一行が房総半島への足跡を印そうとした場合、大和王權の強固な拠点があれば、当然その近辺に上陸しようとすると思えるからである。

この「健田」は今日の安房郡三芳村水波戸・犬掛^{〔二七〕}一帯である。千葉県歴史研究会編纂子の言う「朝夷の健田村」の地と思われる。

（三）香取^{〔二八〕}

『和名抄』香取郡条に「健田」がある。

吉田東吾^{〔二九〕}は大略「米沢村・神崎村・高岡村に当たり、米沢の武田は健田の本郷である」と述べている。

今日の「香取郡神崎町武田^{〔三〇〕}」地方である。

ところで『常陸國風土記^{〔三一〕}』行方郡条に「郡南二十里 香澄里 古伝曰 大足日子天皇 登 坐下總國印波鳥見丘 留連遙望」とあるが、秋本吉郎氏は脚注で、この「印波鳥見丘」を「印旛郡本塙村の丘陵地、印旛沼と利根川との間にある台地」と解説されている。

地名的にも『和名抄』下総國印旛郡条に「言（登）美（刀弥か）」が

「物井」考

あり、吉田東吾^{〔三四〕}が印旛郡内に挙げている小林に鳥見神社^{〔三五〕}がある。

今日の「印旛郡印西町平岡・小林^{〔三六〕}」地方である。

問題は神崎町と印西町の両比定地が比較的近いことである。両比定地を隔てる地形上の障害はないし、さらに利根川を利用すれば、まさに「指呼の間」である。

さらに、注意したいのは、武田の利根川の対岸に常陸國浮島^{〔三七〕}の名が見えることである。このことは後に論ずる。

いずれにせよ、香取の健田も景行天皇行幸伝承との関連がみえることは注目される。

以上、房総半島の「健田」が景行天皇との関連を論ぜられるという、ある種の特定がみえることは、景行天皇の房総半島行幸伝承に一つの裏付けを与えることにもなる。

景行天皇と房総半島とのかかわり合いについては、良く知られた磐鹿六鷦命^{〔三八〕}（以下「六鷦命」とする）との故事がある。

景行天皇と六鷦命との故事については『日本書紀^{〔三九〕}』卷七・景行紀五十三年冬十月の条、『高橋氏文^{〔四〇〕}』などに掲載されている。今、『高橋氏文』を掲げ、問題点を一・二論ずる。

還時顧^レ 船魚多追來、即磐鹿六鷦命、以^ニ角弭之弓^ヲ 当^ニ游魚之中^ニ、即着^レ 弩而出忽獲^ニ數隻^ヲ、仍名曰頑魚^ヲ、此今^ニ諺曰^ニ堅魚^ヲ、船遇^ニ潮涸^ニ 天^ニ渚^上爾^ノ居^ニ奴^ヲ掘出^ニ止^ム 為爾^ノ得^ニ八尺白蛤^{一貝}、磐鹿六鷦命、捧^ニ伴^ニ二種之物^ヲ 献^ニ於大后^ニ、即大后嘗給^ニ比^ニ悅給^ニ詔^久、甚味清造欲^レ 供^ニ御食^ヲ、爾時磐鹿六鷦命申^久、六鷦命斬理^天將供奉^ニ止^ム白天^ニ遣^レ喚^ニ無邪志國造上祖大多毛比、知々夫国造上祖天上腹天下腹

人等^一、為^レ膾及煮燒雜造盛^天、見^二河曲山梶葉^一天高次八杖^爾刺作

利^一、見^二真木葉^一天枚次八枚^爾刺作天^一、取^二日影^一天為^レ縵以^二補葉^一天美頭良^乎卷^一、採^二麻佐氣葛^一多須岐^仁加氣、為^レ帶足纏^乎結天^一、供^二御雜物^一乎^一結飭^天、乘輿從^一御獨^一還御入坐時^爾為^二供奉^一、此時刺久^一、誰造所進物間給^一、爾時大后奏^一、此者磐鹿六獨命所^レ獻之物也、即勸給比^一、營賜天^一勅久^一、此者磐鹿六獨命^我心耳^波非矣、斯天坐神乃行賜倍物也、大倭國者、以^二行事^一負^レ名國奈利磐鹿六獨命^波、朕^我

王子等爾^一、阿礼子孫乃八十連屬爾^一、遠久長久天皇我天津御食乎斎忌取持天仕奉止^一負賜天^一、則若湯坐連等始祖、物部意富壳布連乃佩大刀^乎平令^一脱置^天副賜支^一。

この文章には、伴信友の他多くの研究^四があり贅言を要しない。

ここで、「河曲・浮島」について考えてみたい。

信友は、浮島が現・千葉県安房郡鋸南町勝山沖の浮島であり、河曲が現・館山市西川名付近の大山と考えたようである（次頁図一参照）。

一方、瀧川氏^四は船橋・行徳・幕張（馬加）の地を比定された。氏の見解は極めて示唆に富み、且つ説得力に富むものである。

筆者は、景行天皇の上陸地点が利根川沿岸であった可能性もあることを指摘しておきたいと思う。理由は、『常陸國風土記』『同逸文』の記事、「鳥見神社」の存在等による、以下述べる。

ところで『常陸國風土記逸文』賀久賀鳥条に次のようにある。

風土記^ヲ案^{ズルニ}、常陸^ノ國^{河内ノ}郡。浮嶋^ノ村ニ鳥アリ。賀久賀^{カクガ}
鳥^ト云^フ。ソノ吟嘴^ノ音声^アイシツベシ。大足日子天皇、此ノ村ノ
力^{リミヤ}ニト^マリ王^{フコト}卅日、其ノ間^{あいだ}、天皇、此ノ鳥^ノ声^ヲ
キコシメシテ、伊賀理^ノ命^ヲ遣^{ハシテ}、網^{ハリ}テトラシメ玉^フ。
悦感^{えつかん}シ^聞玉^{タマ}テ、鳥^ト云^フ姓^ヲ給^{タマハ}セケリ。其ノ
子孫^{イマニ}此ノ所^ニスムト云^{ヘリ}。

五代応神朝に定賜されている。

これは、印旛地方に相当強力な勢力が存在し、当地方を大和王朝率下に組み入れるのに時間がかかった為ではあるまいか。考古学的に見ても龍角寺古墳^四群の集まりが、当地に相当な土豪が存在したことを示している。図（次頁図一参照）を見ても分かる通り、印旛地方は大きな包囲網の中にいたようにも思える。そこに何かしらの戦略的意図を汲みとることも可能である。

景行天皇は成務天皇の一代前の天皇である。景行天皇の房総半島行幸伝承は、房総半島で最後まで帰順に服しない印旛地方に対する大和王権の政治的軍事的行動の反映ではあるまいか。

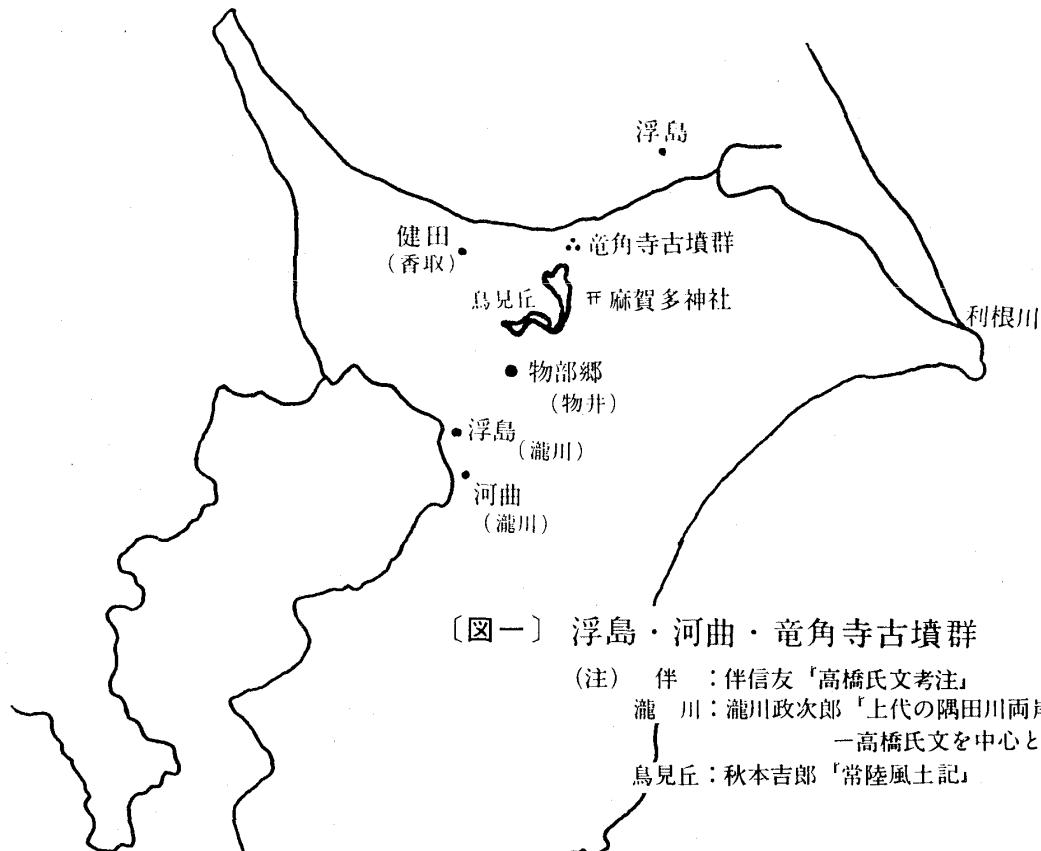
『常陸國風土記』^四は、景行天皇が「登^二坐下總国印波鳥見丘^一」と記しているが、これなど大和王権軍の印旛地方への行動を象徴的に記したものであろう。

六鴈命の故事も大和王権軍の房総地方上陸時の一つの風景的なものと思われる。

第十三代成務朝に定賜されている。一方、印波・下海上の両国造は第十

秋本氏^四は、河内郡を「茨城県稻敷郡桜川村に属す。霞ヶ浦西南部の島

「物 井」考



〔図一〕 浮島・河曲・竜角寺古墳群

(注) 伴 : 伴信友「高橋氏文考注」

瀧川 : 瀧川政次郎「上代の隅田川両岸地帯

—高橋氏文を中心として—」

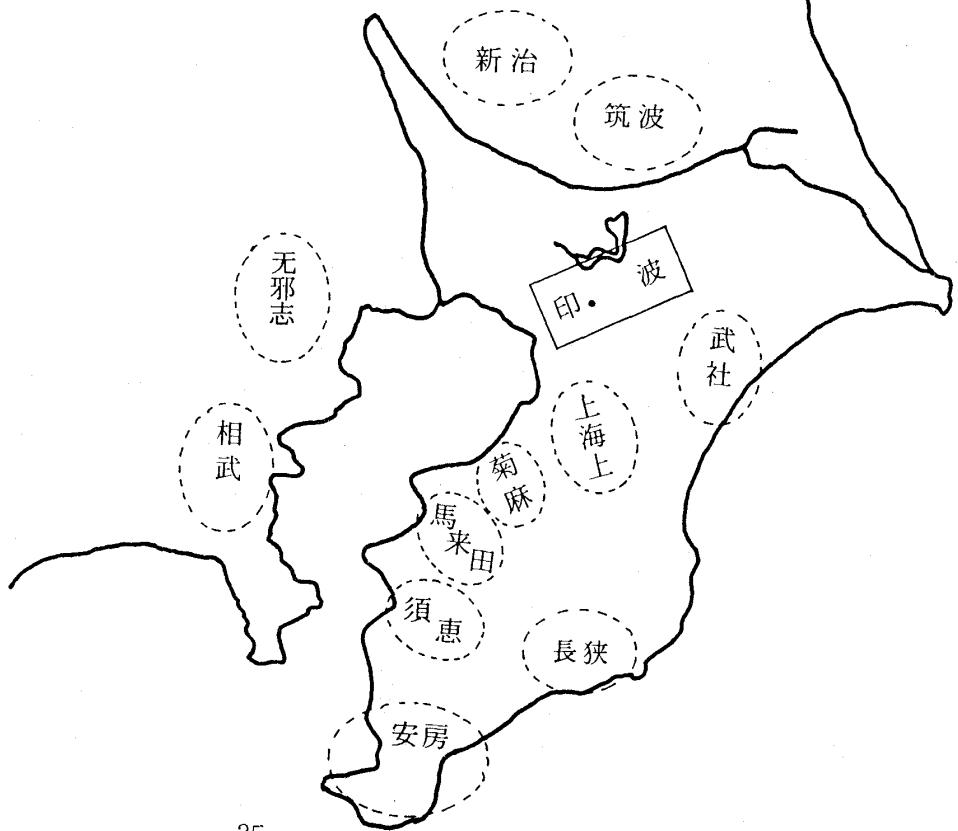
鳥見丘 : 秋本吉郎「常陸風土記」



〔図二〕

「印 波」を 包 囲 す る 各 国 造

・印 : 物井



(旧浮島村)で、現伝本風土記信太郡乘浜里の条に浮島里とある地。景行紀・高橋氏文では安房国の浮島としている」と、伊賀理ノ命を「景行紀・氏文に膳部臣・高橋文子の祖磐鹿六猶命とあるのと同人か。または鳥取氏のもつた別伝か」と、それぞれ解説されている。

当然、景行天皇の房総方面行幸における、いくつかの事柄が混在していることは考えられる。であるから『高橋氏文』『風土記逸文』の記事が、同一の事実を記したものでも、別個の事実を記したものでも、それはそれで景行天皇の行幸伝承が、ゆらぐものではないと考えられる。

筆者が取り上げたいのは、浮島の地に比定されている茨城県稻敷郡桜川村と、利根川を隔てた千葉県印旛郡の地に、鳥見神社が多数設置されていることである(図三参照)。

この「鳥見」は『常陸國風土記』行方郡条に記す景行天皇が登頂したという「鳥見丘」にちなむものであろう。その鳥見神社が、印旛郡境域に、十一社^{開元}も集中的に見られるということは、神社の勧請だけでは説明がつかないものを感ずる。

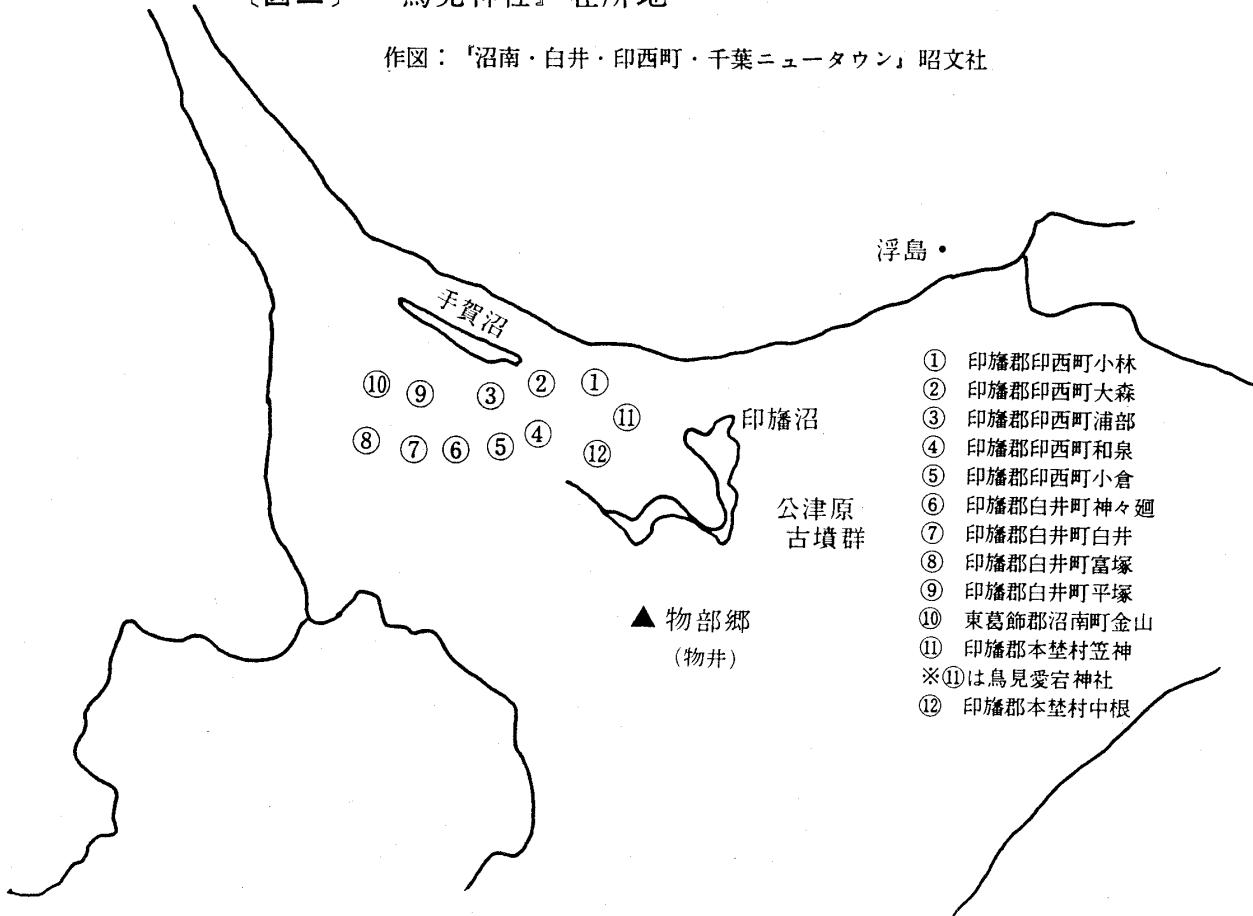
この鳥見神社の集中建立の広がりは、香取郡の健田^{五〇}の所在と相俟つて利根川を隔てて、稻敷郡桜川村と結びつけられるのではないか。

又、『常陸國風土記』信太郡条に「郡北十里 碓井 古老曰 大足皇子天皇 幸 浮島之帳宮 無 水供御」とあるが、この浮島も桜川村の同所の所在のものであり、同じ時期の伝承を伝えるものであろう。

ところで『日本書紀^五』神武紀・即位前紀、戊午年九月甲子朔戊辰条に「而陟^一于丹生川上^二、用祭^三天神地祇^四、(略)吾今当以^五嚴龕^六沉^七于丹生之川^八、如魚無^九大小^十悉醉而流^{十一}、譬猶^{十二}波葉之浮流^{十三}者、吾必

〔図三〕『鳥見神社』在所地

作図：「沼南・白井・印西町・千葉ニュータウン」昭文社



能定「此國」、如其不_レ爾、終無所_レ成、乃沉_ス盆於川、其口向_レ下、

頃之魚皆浮出、隋_レ水喰_ム、時椎根津彦見而奏之、天皇大喜、乃拔_リ取丹生川上之五百箇真坂樹_一以祭_ニ諸神_一、自_レ此始有_ニ嚴盆之置_也」_{五五}とあり、同四年春二月壬戌朔甲申条に「我皇祖之靈也自_レ天降靈光_ニ助朕躬_一、今諸虜已平、海內無_レ事、可_レ以郊_ニ祀天神_一用申_テ大考_者也、乃立_ニ靈畤於鳥見山中_一、其地号曰_ニ上小野榛原、下小野榛原_一、用祭_ニ皇祖天神_一焉」とある。

前段は『高橋氏文』の、六鴻命が白蛇を料理する場面と文の構成が似ていて、それはそれとして、景行天皇は利根川を丹生川に擬し、鳥見神社の所在地の一つで、戦勝でも祈ったのではないか。

後段は、いわゆる「鳥見山靈畤」である。印波の鳥見神社も、單に地名の登美_{五三}からだけではなく、景行天皇一行が前段同様、かつての神武天皇の故事に倣つて神祇を行つた古跡ではあるまいか。それが、地名の登美ではなく、「鳥見」の名を今日に残した理由かもしれない。

そうなれば、景行天皇一行は利根川を遡行し、稻敷郡桜川村を拠点に印旛郡本埜村の丘陵地に入ったのである、河曲は、「河のほとり」_{五四}の意であり、それこそ利根川には河曲はいくらでもある。「河曲」はそれらの内の複数か一つを指している可能性もある。

以上、景行天皇と房総半島の故事につき述べた、安本氏によれば景行朝は三九〇年代である。

先記した「国造の任命」中、印旛地方の国造につき考えてみる。

『旧事紀』_{五五}卷十・国造本紀に「印波国造、輕嶋豊明朝御代神八井耳命

八世孫伊都許利命定_ニ賜國造_一」とある。

神八井耳命は神武天皇と正妃・媛蹈鞴五十鈴媛命との長子である。_{五六}輕嶋豊明朝は応神朝。_{五七}応神朝は第十五世、神八井耳命は神武天皇より第九代で世代的に異和感を生ずるが、当時、天皇（大王）が国家統一事業の直接指揮をとつていたことを考慮すると、その身辺の危険は臣下に比べてはるかに高い。少なくとも絶対者と臣下との経過時間の比較上からは肯首できるものがある。応神朝は四二〇年頃_{五九}と推定される。

ところで、伊都許利命の実在性であるが、成田市船形八三四に鎮座する麻賀多神社に付隨する古墳が、命の墓_{六〇}と_{六一}言う。麻賀多神社の名は、「延喜式」_{六一}神名帳・下總国条に「印旛郡一座小麻賀多神社」とある。

麻賀多神社は他に同市台方にも、もう一社があることから、中古以来混乱がみられるようである。同神社については、小倉博氏_{六二}が解説されているが、伝伊都許利古墳については、成田市教育委員会の測量調査_{六三}を引_{六四}用し、次のように述べておられる。

古墳の形態や石室・石棺などから考えて七世紀後半から八世紀初頭のものであろう。

古墳の築造が七世紀後半から八世紀初頭のものとすれば、五世紀初頭と推定される応神朝とは合わないことになる。

一方、同社に伝わる縁起によれば、日本武尊が東往途上、大杉に鏡を掛け、伊勢の大御神を拝んで戦勝を祈念したとある。同神社には「公津_{こうづ}の大杉」と呼ばれる周囲約六米・高さ四十米の御神木が聳立している。又、神社周辺の鬱蒼たる森林は「麻賀多神社の森」として千葉県指定天

然記念物^立となつてゐる。

さらに、同神社には命にまつわる天水の恵み伝承がある。おそらく良質且つ豊富な水が、この地と深くかかわり合つてゐると思われる。

現在、同神社の東隣りには千葉県水道局成田給水場の施設があり、巨大な給水塔^立が設立されている。

県指定天然記念物に指定されるに耐え得るだけの、鬱蒼たる森林の存在を想像させる日本武尊の伝承と言い、県水道局の巨大施設建設に耐え得るだけの良質且つ豊富な水の存在を、彷彿とさせる伝承といへ、伊都許利命の墓という伝承を真剣に検討する必要がある。

伝伊都許利命墓の築造調査年代と、命の国造定賜年代が合わないという事実はあるが、現在の墓の築造以前に、命の何かしらの根跡が、同地に存在したことは十分考えられるから、決して結論を急ぐ必要はあるまい。

伝伊都許利命古墳を含む成田市江井須から八代にかけての印旛沼東岸台上に存在する八代台、天王塚・船塚、瓢塚の三古墳群、一二〇基前後の大小古墳群は、公津原古墳群と称する。この古墳群は、古代の印旛沼周辺の有力古墳群として、考古学上、重要な位置を占めており、これら古墳群の被葬者或いは築造者が、どう大和王権とかかわり合つたか、上代史解明上の論点ともなり得よう。

以上、主に印旛地方を中心として、当地方に大和王権が、いつ頃どのようにして進出して來たか、その一端を述べた。略述すると以下のようになろう。

一、景行天皇或いは同天皇に比せられる政治勢力が、南房総か千葉市

沖近邊か利根川遡行か、いづれかを拠点或いは方法をとり、印旛沼東北方面に進出、一つの拠点を築いた可能性がある。

二、拠点確保に際し、神武天皇が、現・奈良県桜井市或いは宇陀郡榛原町附近にかけての地で行つたとみられる、いわゆる「鳥見山靈時」の儀式を、印旛郡印西町小林・同白井町・同本塙村にかけての地で行つた可能性がある。

三、大和王権の関東地方進出に際し、印旛地方は関東地域では、最後にその支配下に組み込まれたものと推定される。

その年代は、五世紀初頭か。

四、初代印波国造・伊都許利命の存在の可能性につき深く論ずる必要がある。

(注) 一、編輯者・黒板勝美他、新訂増補・国史大系『日本書紀』前篇。吉川弘文館。昭和五十六年。七二頁。

二、池邊彌著『和名類聚抄郡郷里驛名考證』吉川弘文館刊行。昭和五十六年。三八五頁。

三、飯田武郷著『日本書紀通釋』第二。教育出版センター、昭和五十六年。八六八頁。

香取の地名起源については「吉田東吾著『大日本地名辞書』五・坂東。東京富山房。昭和14年」「清宮秀堅穎栗著『下総國舊事考』」等に詳説している。

しかし、「楫」(「楫」の異体字へ藤堂明保編『学研漢和大字典』學習研究社。昭和56年、六七五頁)。中国上古音「tsi:p」と「香」(中國上古音「hiau」)は共に音義不通であり、さうとて所謂「転注」とも思えない。

又、『說文』では「楫」は「所㠭擢舟也、從木、聾声」とあり、「香」は「芳也、从黍、从甘、春秋傳曰、黍稷声香、凡馨之属皆从馨」とある(漢・許慎撰、清・段玉裁注『說文解字注』上海古籍出版社参照)。段注に「楫」の発音は「子葉切」とあり、「香」の発音は「許

良切」とあり、不通である。義も又、不通である。

四、編輯者・黒板勝美他、新訂増補・国史大系『交替式・弘仁式・延喜式』

延喜式卷九・神祇、吉川弘文館。昭和五十六年。二三九頁。

五、経津主神と香取神社と関連等については、例えば千葉県歴史研究会編

纂『千葉県歴史・全』昭和四年、一〇二頁参照。

六、△安本美典著『神武東遷』中央公論社刊。昭和五十六年。一三三頁以

下▽及び△平山朝治著「女王卑弥呼の年代」『邪馬台国』梓書院。昭和五十八年。一九〇頁▽参照。

七、荻原浅男他校注・訳、日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』小学館・

刊。昭和五十七年。一九〇頁。

八、前掲一注・一六三頁。

九、編集校訂・大野晋他「本居宣長全集第十一卷」『古事記伝』筑摩書房

版。昭和五十一年。四一頁。

一〇、埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘概報』埼玉県自治振

興センター内県政情報資料室。昭和五十七年。

一一、武渟川別は、他に『日本書紀』崇神紀・六十年秋七月丙申朔己酉条

(前掲一注・一七〇頁)、同書垂「紀・二十五年春二月丁巳朔甲子条

(同・一八四頁)、『新撰姓氏録』第二卷・左京皇別条(著者・佐伯

有清。吉川弘文館。三四四頁)等に記載されている。

一二、前掲三注・一三七一四頁。

一三、前掲七注・一九一頁及び一九〇頁の頭注。

一四、但馬權様・出雲連廣貞等、田中叢書『大同類聚方』卷二九・奈川企項

に「陸奥国会津県主乃其元波大巳貴命乃樹方也」とある。

一五、前掲四注・一五九頁に「陸奥國、会津郡二座、伊佐須美神社」とある。

この伊佐須美神社が、伊勢神社・熱田神社と共に「日本三古社」と

されているのは周知の事実である。

一六、小林三郎氏「会津大塚山古墳」『日本古墳辞典』東京堂出版。平成元

年。一一四頁。

一七、小林氏は同古墳を「前方部を北面する前方後円墳である。(略)四

世紀終末ごろの築造と推定される。東北南部における代表的な古墳で

ある」と解説されている。四世紀終末と言えば、大鬼古命・大彦命・

建沼河別命・武渟川別を派遣した崇神朝に相当する(注六参照)。

一八、前掲一注・『新撰姓氏録』。

- 一九、前掲二注・三六七頁。
- 二〇、鳥海醉車編『房陽郡郷考』斎書房。影印版昭和五一年。二二頁。
- 二一、『千葉県地名変遷総覧』千葉県郷土資料刊行会。昭和四十七年。九頁。
- 二二、エリアマップ『千葉県』昭文社。昭和57年。
- 二三、前掲二一注・一一頁。
- 二四、郵岡良弼著『日本地理志料による・千葉県郷名分布図』千葉県立中央図書館蔵。明治二十年作成。
- 二五、編纂者・塙保己一「群書類從・第六輯、公事部『本朝月令』」続群書類從完成会。二百七十六一八頁。
- 二六、編集兼発行者・市島謙吉「伴信友全集第三『高橋氏文考注』」国書刊行会。明治四十年。四八八頁以下。
- 二七、前掲二注。
- 二八、前掲二注・三八五頁。
- 二九、前掲三注・『大日本地名辞書』三三二七頁。
- 三〇、前掲二三注。
- 三一、秋本吉郎校注「日本古典文学大系『風土記』」岩波書店刊行。昭和33年。五八頁。
- 三二、前掲二注・三七八頁。
- 三三、前掲二二注。
- 三四、前掲二二注・一二五頁。
- 三四、前掲三注・『大日本地名辞書』「平岡」の項。三三四四頁。
- 三五、前掲二二注。
- 三四六、吉田東吾が挙げた「鳥見神社」は、現・印旛郡印西町小林の鳥見神社と思われる。鳥見神社は他に、同郡本埜村中根、同印西町大森・和泉・浦部・小倉、同白井町白井・平塚・神々廻・富塚、東葛飾郡金山に在り、鳥見愛宕神社が印旛郡本埜村笠神にある(前掲二二注・『沼南・白井・印西町・千葉ニュータウン』)。
- 三四七、上掲の所在地の内、東葛飾郡金山の鳥見神社は印旛郡白井町富塚から二〇〇メートルほどしか離れておらず、印旛郡内に集中的に見える鳥見神社の一翼を構成するものである。
- 三四八、景行天皇行幸伝承にかかる何等かの痕跡であろう。
- 三四九、前掲二三注。
- 五〇、磐鹿六鴈命(『日本書紀』前掲一注・一二三三頁)は他に磐鹿六雁命(『本朝月令』前掲一五注・『新撰姓氏録』前掲一一注・一六〇頁)。

・「磐鹿六獣命（『高橋氏文』前掲二六注・五十二頁）」『新撰姓氏錄逸文』（前掲三五四頁）」「伊波我牟都加利命（『新撰姓氏錄逸文』前掲一注・一六六頁）」などと書かれている。

三、前掲一注・二二三頁。

四、前掲二五・二六注。『伴信友全集・高橋氏文考注』を使用する。

尚、文中の異体字は正字に直してある。

四、例えば、佐伯有清氏『新撰姓氏錄の研究』吉川弘文館刊行、昭和五十六年・瀧川政次郎氏「上代の隅田川両岸地帯—高橋氏又を中心として」『國學院雜誌』第五十六卷第五號、國學院大學出版部、昭和三十一年・後藤四郎氏「内膳奉膳について—高橋安疊氏の関係を中心として」『書院部紀要11』宮内庁書院部、昭和34年などが挙げられる。

四、前掲二六注。尚、『和名抄』安房国安房郡に「河曲（加波和）」がある（前掲二注・三六六頁）。

四、前掲四一注。瀧川政次郎氏・九六頁。

四、大野七三編著『先代旧事本紀』訓註。新人物往来社。平成元年。二六三十五頁。

四、前掲一六注・大塚初重氏「龍角寺古墳群」。六〇九一一〇頁。

四、氏は当古墳を「東国における重要な古墳群である」と説明されている。

四、前掲二一注。

四、前掲三一注・四五四頁。

四、前掲三五注参照。

四、前掲一注。

四、前掲三一注・四二頁。

四、前掲一注・一二一〇一・一二二一頁。

四、前掲三注参照。

四、尚、奈良県桜井市及び宇陀郡榛原町にそれぞれ鳥見山とろやまがあるが（前掲二注『奈良県』）、「鳥見山靈跡」伝承は、榛原町と言われる（前掲九注・『古事記伝』）。

一方、『日本書紀』卷三・神武紀、即位前紀、戊午年十有二月癸巳朔丙申条記載のいわゆる「金色靈鷲」伝承にまつわる鷲邑とらのまち・鳥見は桜井市と言われ（同）、いずれも神武天皇伝承とのつながりが深い。

又、桜井市の鳥見山北麓に鎮座する宗像神社（『延喜式』神名帳・大和國城上郡、前掲四注・一九二頁）に伝わる社伝によると「登美城」

（桜井市外山か）」があるという（日本歴史地名大系第三〇卷『奈良県の地名』平凡社。一九八一年）。神武天皇伝承にまつわる地名が、そのまま景行天皇行幸伝承が残る印旛丘陵地に集中的に見られることは注目される。

五、「河曲」については例えば『春秋公羊傳』文公十有二年冬十有二月戊午條に「晉人秦人戰于河曲、此偏戰也、（略）河曲疏矣、河千里而一曲也」とあり、郭璞注に「河曲流以据地明、故可以曲地因以起、二国之君數興兵相伐戰無已時、故不言及不別曲直、而地以河曲明兩曲也」とある（十三經注疏『春秋公羊傳注疏』中華書局出版。一九八三年。二二七二頁）。

五、前掲四四注・二六四頁。

五、前掲一注・一三一頁。

五、前掲七注・二四六頁。

五、

六、前掲六注・二四六頁。

六、前掲七注・二四六頁。

七、上代の天皇（大王）と臣下の世代間の時間の経過の比較については、いわゆる「稻荷山鉄刀銘文」が参考になるかと思われる。「銘文」の場合、天皇は第八代孝元天皇から数えて第十三世代目の第二十一代雄略天皇、臣下は同じく第八代目の平彌居臣である。

八、本論の場合は、天皇の世代間の年数がさらに短かい、しかし、本論では初代神武天皇からの世数であることに注意する必要がある。国家統一事業上、最も苛烈な時代であった。

九、稻荷山鉄刀銘文の世代間比較については、△安本美典著『倭の五王の謎』講談社現代新書。昭和五六年▽参照。

九、前掲六注・『神武東遷』。

九、前掲三注・『大日本地名辞書』三三三六頁。

九、尚、古墳に、元文二年（一七三七）冬十一月に山州淀府行軍使・磯邊昌吉なる人物が建立した「伊都許利命碑誌」碑が立っている。全文

二五六文字からなる漢文体であるが、それによると、乾元中（一三〇二一三〇三）には、古墳を命の墓に比定していたようである。又、伊都許利命を自然生成の擬人化されたものとみている。

九、前掲四注・二三九頁。

九、小倉博氏「麻賀多神社 成田市台方字稷山および船形字手黒」『日本の神々・神社と聖地』第十一卷 関東。白水社。一九八四年。三二二一六頁。

九、成田市教育委員会「古墳測量調査報告」『成田市の文化財』第9号。

昭和五十二年度。二十一—六頁。

裔、同神社・案内、昭和五十八年。

亥、編集发行人・宇野英雄『千葉年鑑』昭和61年版。千葉新聞社。昭和六十一年。一六一頁。「県指定記念物」項に「麻賀多神社の森、六、三八六畝」とある。行政上の表示は「成田市吾妻一一一」となる（前掲二三注・『成田市』）。

尚、亨保七（一七二二）年に刊行された磯邊昌言の『佐倉風土記』神社・麻賀多明神社条に「社司太田氏ノ家ニ藏ム貞治永正官幣ノ祝文ヲ、其祖家清ノ記詳ニス焉、有七井七台」併ニ在社外四方三百歩ニ所謂初井・花井・北井・南井・御手洗井・大井・椿井、（以下略）」「房總文庫」1、房總文庫刊行会。昭和五年。所収。四〇一—頁）とあり、豊富な水に恵まれていたことが想像される。貞治は北朝年号・一二三六一一三六七年。永正は一五〇四一一五二〇年。

亥、前掲一六注。「公津原古墳群」。一二四頁。

二、物 井

『和名抄』下総国千葉郡条に「物部」郷なる名が見える。

『和名抄』は承平年間（九三一—三八）に著わされたものでから、少なくとも、十世紀中頃迄には物部郷の存在が確認できる。

ところで、千葉郡の名称は、『日本後紀』卷十三・桓武紀、延暦廿四年冬十月丁酉朔癸卯の条に「正六位上笠臣田作、千葉国造大私部直善人授外從五位下」とあるのが初見である。

一方、『日本書紀』『続日本紀』共、物部家と房総半島との関連を結びつけるような人物の記載はない。しかし、『旧事紀』天孫本紀に、櫛玉饒速日尊の次子の宇摩志麻治命の系列に「十世ノ孫物部印葉ノ連公

多連麻ノ大連ノ之子此ノ連公輕嶋ノ豊明ノ宮御宇天皇御世 拝為なくとも九世紀には存在していたことになる。しかし、他の文献等によ

り、その成立時期をもう少し狭めることができそうである。

『万葉集』卷二十の、（天平勝宝七歳）二月十六日、下総の国の防人部領使少自從七位の下うまらたのむらじさ茨田連沙彌麻呂みまろが進れる歌の一首に「千葉の野ぬ児の手柏てふしはの含ほまれどあやにかなしみ置おききてたが來きぬ」があり、「右の一首は、千葉の郡の大田部足人」とある。

天平勝宝七年は七五五年に当たる。

又、同じ年の二月九日、上総の国の防人部領使少自從七位の下うまらたのむらじさ茨田連沙彌麻呂みまろが進れる歌の数十九首の中に次の二首がある。

わが母の袖持ち撫なでてわがからに泣なきし心こころを忘ならえぬかも
右の一首は、山辺の郡の上丁物部乎刀良。

大君みことの命みことかしこみ出だれれば我わの取り著つきて言ひし子こなはも

右の一首は種す波郡の上丁物部龍たつ

山辺郡は『和名抄』上総国山辺郡であり、郡治は東金市とうにあつたと思われ、種波郡は『和名抄』上総国周淮郡くわいであり、郡治は木更津市きさらづにあつたと思われるもの。

『万葉集』に千葉郡が掲載された頃、すでに物部の姓を冠する人物が、『万葉集』の、しかも同年の項に載っていることは注目される。八世紀中頃にかなりの物部の姓を冠する人々が、房総半島に居住していたことが類推されるからである。

一方、『日本書紀』『続日本紀』共、物部家と房総半島との関連を結ぶ人物の記載はない。しかし、『旧事紀』天孫本紀に、櫛玉饒速日尊の次子の宇摩志麻治命の系列に「十世ノ孫物部印葉ノ連公

大連・奉・斎・神宮 姉物部山無媛連公 此ノ連公ハ輕嶋豊明宮ノ御宇天皇立為=皇妃=誕生太子菟道稚郎皇子一次^ニ矢田皇女次^ニ雌鳥^ソ皇女其矢田皇女者難波高津宮御宇天皇立=為皇后」なる記事がある。

『記』『紀』には物部印葉連公・物部山無媛連公に該当する人物は登場しない。又、『日本書紀』では、菟道稚郎皇子(『記』宇遲能和紀郎子)・矢田皇女(同・八田若郎女)・雌鳥皇女(同・女鳥王)を生んだのは、和珥臣祖日觸使主(同・丸邇之比布礼能意富美)の女・宮主宅媛(同・宮主矢天河枝比売)となつていて、物部家とは何んら係累がない。

応神朝に存命したと思われる物部家の人物としては、物部膳(膳)昨^四連・物部大前宿禰^五・物部伊菖弗大連^六らの名前が浮かぶ。いずれも大和主權での要職を占めており、天皇へ妃を入れるだけの立場はある。

菟道稚郎子皇子達の生母が、いづれであつたか。『記・紀』『旧事紀』ともに決定打を欠いており、これ以上の論証は難しい。

しかし印葉連公の「印葉」は『和名抄』下総国条の「印幡郡・印幡郷」を、山無媛連公は同書千葉郡条の「山梨郷」を、それぞれ連想させる。吉田東吾^九も関連性があるとみている。

仮に山梨郷が山無媛と関連があるとすると『和名抄』千葉郡条に山梨郷と並記してある「物部郷」も、すでに山梨郷と同じ頃、設置されたいた可能性が高い。

古代における物部家はどの程度、房総半島にかかわり合っていたであろうか。

『日本古代人名辞典』は、「物部家」の人名五〇四名を掲載している。

地域的には、北は常陸国から南は肥後国に渡っている。今、各人の居住

地域につき上位五カ国と関東地方の人数を一覧にすると表の通りとなる。物部家の勢力基盤が西国にあつたことが分かる。

房総半島には特に物部家の拠ってきたる基盤があつたとは思われない。

表 物部家の人々の居住国

国名	人数(A)	A/B × 100(%)
京:天皇居住地	112	22.2
御野・美濃	71	14.1
筑前	63	12.5
越前	19	3.8
讃岐	12	2.4
常陸	10	2.0
上野	5	1.0
武藏	5	1.0
房総半島	(2) (1) (1) 合計(B)	(0.4) (0.2) (0.2) 504
合計(B)	504	100

ここに記されている物部小事大連なる人物は、『旧事紀』には物部小事連公と記され、清寧朝(四九〇年頃か)頃の存命と推定される。物部尾興は小事の従兄弟の子となつていて、参考までに『旧事紀』天孫本紀の記事を基にした系図(次頁)を掲げる。

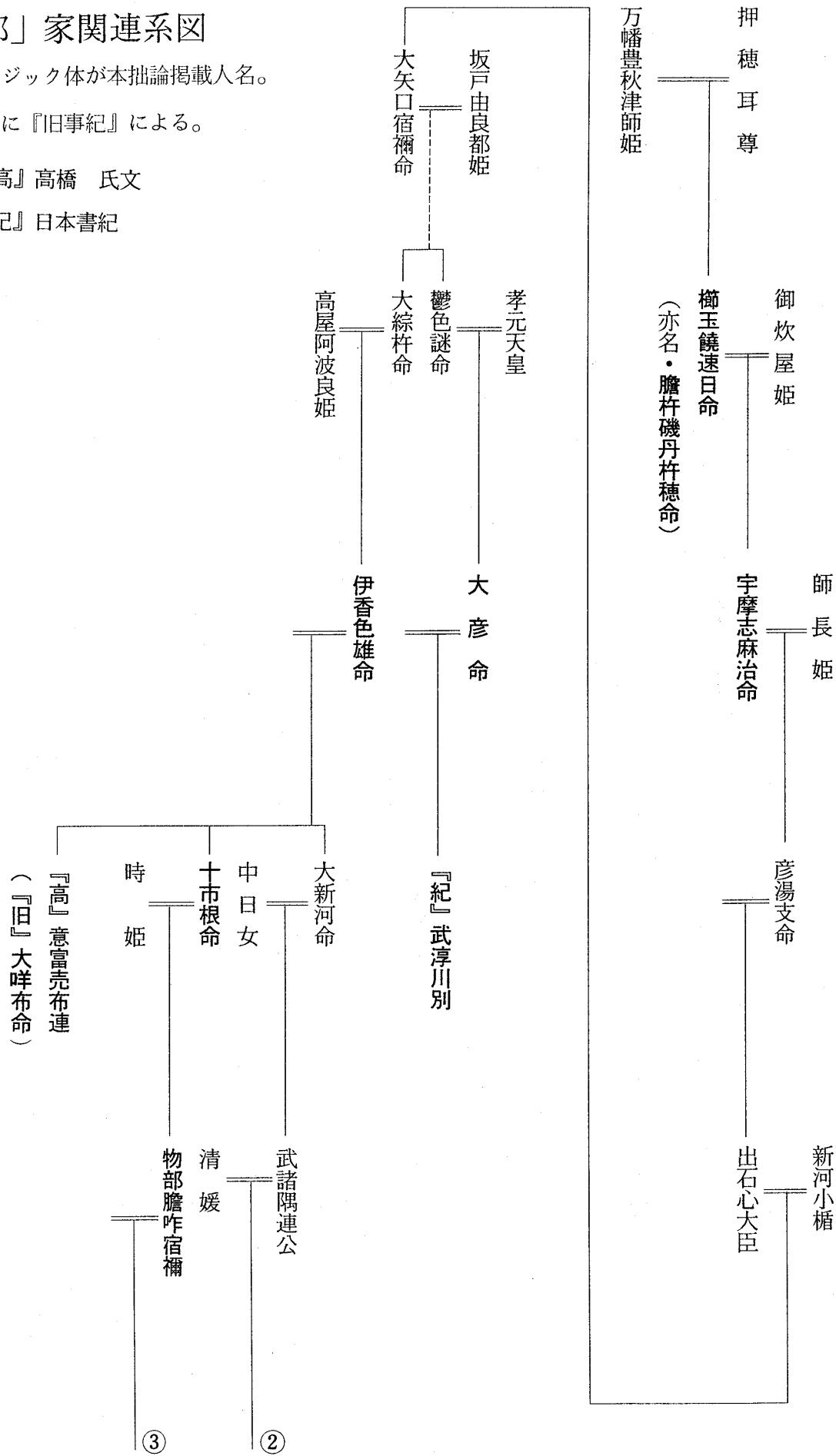
逆嵯郡は、印幡郡に隣接しており、その建郡の創始者が、物部家縁の

「物部」家関連系図

- ・ゴジック体が本拙論掲載人名。
- ・主に『旧事紀』による。

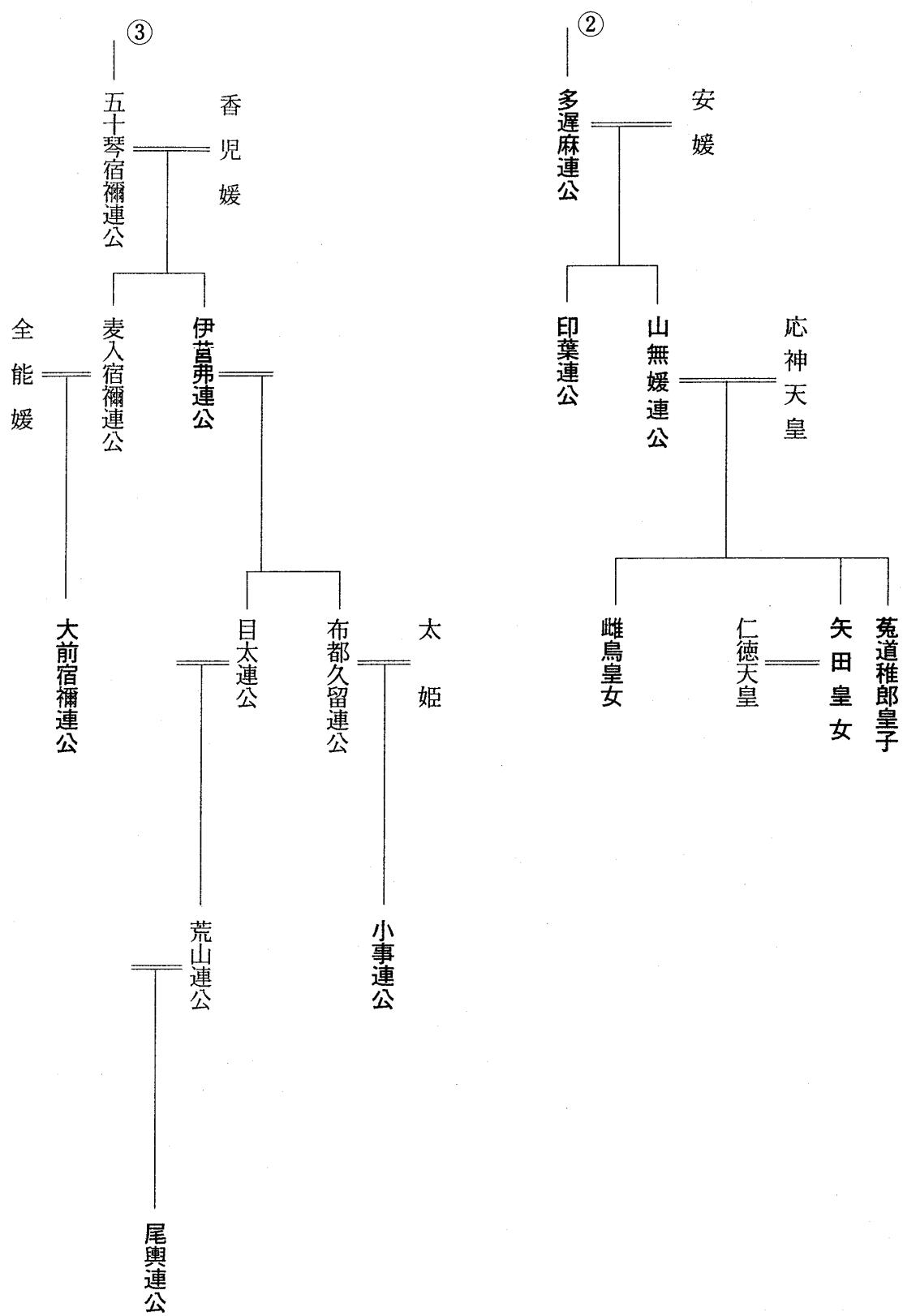
『高』高橋 氏文

『紀』日本書紀



(3)

(2)



者と言うのは注目される。房総半島に物部家の拠点はなくとも、ある種の縁はあったものと考えた方が自然である。

文献上、物部家と思われる人物が、房総半島と最初のかかわり合いを持ったと思われるのは、『高橋氏文』^{〔一六〕}に言う「若湯坐連等の始祖・物部意富壳布連」であろう。

この物部意富壳布連は『旧事紀』^{〔一七〕}に「（物部十市根大連、物部ノ武諸遇ノ連ノ公ノ女子時妓為妻生五男）弟大咩布命、若湯坐連等ノ祖、（垂仁）天皇御世並為侍臣供奉」とある。「若湯坐」については『姓氏錄』^{〔一八〕}摂津国神別に「若湯坐宿禰、石上朝臣同祖、神饒連日命六世孫伊香我色雄命之後也」とあり、同書河内国神別に「若湯坐連、膽杵磯丹杵穗命之後也」とあり、『日本書紀』^{〔一九〕}卷二十九・天武紀十三年十二月戊寅朔己卯条に「若湯人連、（略）五十氏賜姓曰宿禰」とあり、『和名抄』^{〔二〇〕}上総国周淮郡条に「湯坐」郷がある。元の貞元村、現在の君津市貞元・下湯江^{〔二一〕}一带と思われる。

垂仁天皇に供奉していた物部意富壳布連が、景行天皇房総地域行幸伝承に登場してくるのは、或いはすでに房総半島に足跡を印していった連が、護衛役を務めると共に、道案内役を務めていたのかも知れない。

君津地域が、日本武尊と弟橘媛との伝承を伝える地域に入ることも注意する必要がある。日本武尊伝承は大和王權の房総半島進出の初期の組織的進出であることは十分考えられるからである。

物部意富壳連—若湯坐伝承は、物部家の房総半島への最初の一歩となつた故事を伝えているのかもしれない。

少なくとも、山無媛・印葉姉弟の房総半島定着への足がかりはできて

いたことになる。

先記した『和名抄』下総国印旛郡に属する山梨が、山無媛の名代部の存在とすると、隣接地に同時代頃「物部郷」の祖型ができたことは考えられる。時代的には、応神朝であるから四二〇年頃となる。

又、印葉と印播は音通であり、「印播（旛）郡・印幡郷」が、この印葉連公からとられた可能性もある。

さらに注目されるのは、現・佐倉市大條塚・小條塚の名である。同地は現在大小に分かれているが、年代は特定できないまでも、かつて條塚と言っていたものが二つに分かれたものという。（図四参照）

大條塚^{〔二五〕}は四街道市山梨と同物井と隣接するが、この三地の三叉点に塚がある。清宮秀堅^{〔二六〕}も吉田東吾^{〔二七〕}も特にふれていないが、條塚なる地名は、この塚にちなむものではあるまい。

しかも、現在この塚には孟宗竹が群生している。塚のみならず、大篠塚・小篠塚には人家の庭や丘陵地に、塚に群生している竹と同種の竹が密生している。おそらく篠塚の地名は、この竹の群生と塚の組み合せによって起こったものであろう。それは、塚の主と土地との結びつきの強さをあらわしてもいよう。

さらに、大篠塚・小篠塚の集落には、細いしかもくねくねとうねつた道が人家を縫つており、その集落形成の古さが推し量れる。

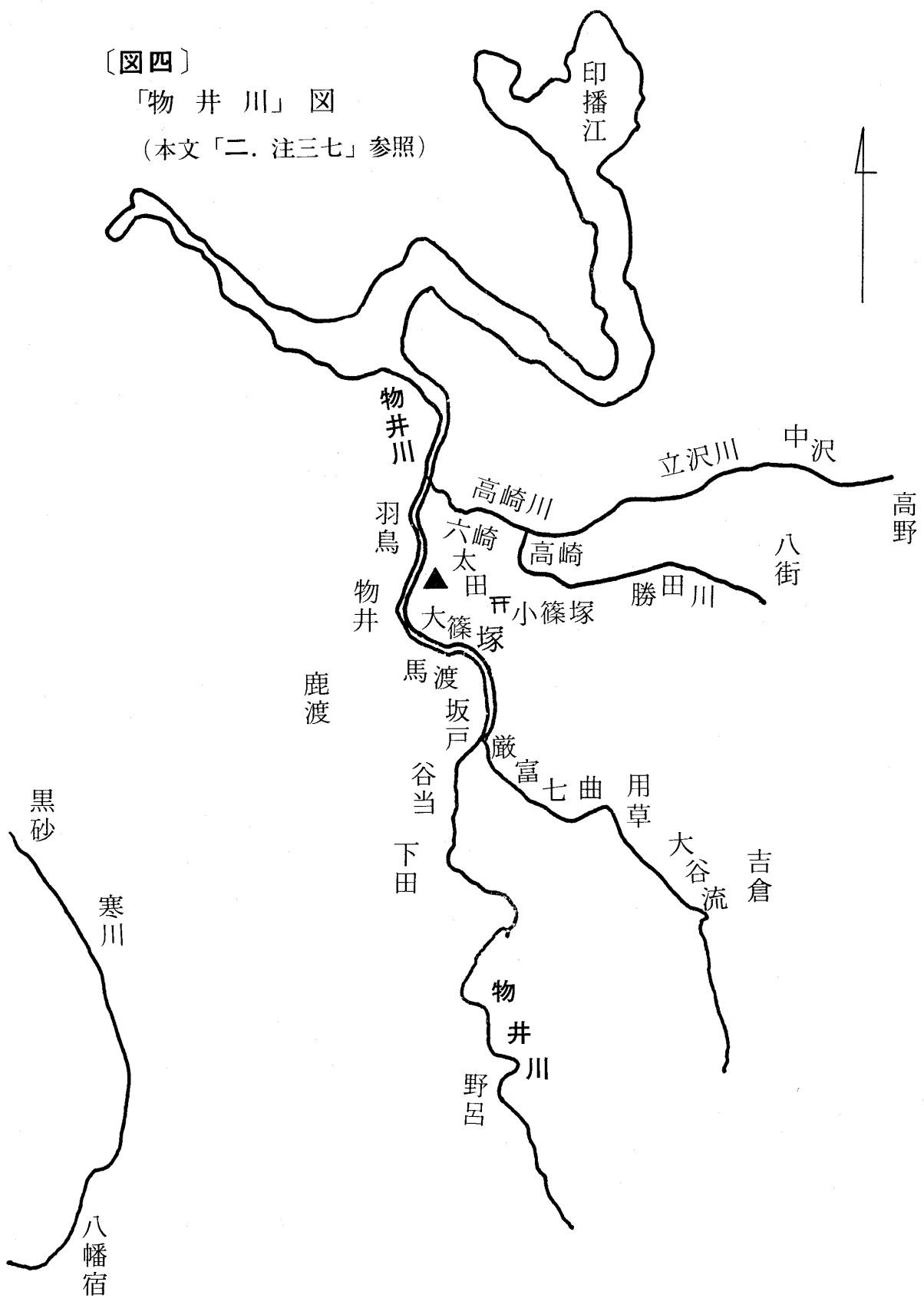
又、條塚全体が南側に面したやや小高い丘陵地にあり、眼下には豊かな大水田地帯が広がっている。そして、その大水田の真ん中を鹿島川^{〔二八〕}がゆつたりと流れしており、上代には水稻に水を補給する恰好の水路であつたと思われる。

▲千葉敬愛短期大学
开麻賀多神社

〔図四〕

「物井川」図

(本文「二. 注三七」参照)



さらに注目されるのは大條塚に先記した伊都許利命にちなむ麻賀多神社が建立されていることである。勧請されたものと想像されるが、近くに、物井・山梨があり、当地にかつての印播・物部に関連するものが三點も集中していることは看過すべきでない。

当該地の自然に恵まれた風土をみる時、仮に大和王権の実力者が、赴任して来れば、條塚の丘陵地に館を構えることは十分想像される。

今、その人物を求めれば物部印葉連公であろう。

塚の主は、物部印葉連公の可能性が高いことになる。ここにも、物部郷の祖型的成立を補強する事実がある。

ついで、「物部」から「物井」への変化及び境域の移動につき見てみる。

先記した通り『和名抄（九世紀前半成立）』には「千葉郡物部郷^{三九}」とある。それが『日本地理志料による千葉県郷名分布図（明治二十年作成）』には印旛郡に属し、吉田東吾も『大日本地名辞書（明治四十四年）』の中で「物部郷、今印旛郡へ入り、千代田村即是なり、大字物井^{モノイ}と云ふは、物部の訛言に出づ、山梨郷の西北に隣り、余戸郷（印旛郡）の西、日理郷（印旛郡）の南とす」と解説している。

吉田東吾の言う千代田村は昭和十五年一二月に千代田町となり、昭和三〇年三月に印旛郡四街道町^{四一}となり、昭和五十六年四月に四街道市物井となっている（物井のみ表記）。

郡の移動は、物部郷（物井）が千葉・印旛両郡の接する位置にあつた関係による。

問題は物部から物井への変化であるが、先記した通り「物部の訛音」というのが一般的である。

物部は「当ニ読ミテ毛乃乃倍ト云フベシ^{四二}」とある通り「もののべ」と読むのが一般的である。しかし『地名総覧^{四三}』子も「モノベ」と訓んでいるように「ものべ」と読まれた可能性もある。

今、それは措き、万葉仮名表記につき考えたい。いわゆる上代音節に従えば「母乃乃倍」ではあるまいか、大分の御指示を願いたい。

ところで、「物井は物部の訛音」説が通説であるが、「物部家の田邑^{四五}」たる意味上の変化も考えられるのではないか。特に物部家が滅亡していく過程をみると、「物部郷」の呼称に憚るものがあり、いつしか「物井郷」なる名称に転義していったということも考えられるからである。

以上、「物井」につきまとめてみる。

一、物井は物部の転義したものである。

二、物部から物井に変化したのは、物部家に対する憚りの可能性がある。

三、物部郷は応神朝（四二〇年頃か）にその祖型的なものが出来た可能性がある。

そして、郷里制の発足と同時に、「物部郷」はおそらく「山梨郷」などと共に成立したと思われる。

四、佐倉市大篠塚にある古墳は、物部印葉連公の墓の可能性がある。

五、篠塚なる地名は、大篠塚所在の塚と、塚に群生していた竹に由来する。それは塚の主と土地との結びつきの強さをあらわしてもいる。六、佐倉市物井・大篠塚・小篠塚・山梨・物井川（現・鹿島川）が互に隣接する事実は、古墳の存在とも相俟って、物部山無媛連公・印葉連公姉弟の存在を、より際立たせる。

(注)

一、池邊彌著『和名類聚抄郡郷里驛名考證』吉川弘文館刊行。昭和五十六年。

二、世界歴史事典編集部『日本史料集成』平凡社。一九九〇年新装複刊版。三八頁。

三、新訂増補・国史大系『日本後紀』吉川弘文館刊行。昭和五十七年。

四七頁。

尚、大私部直善人は、大同元年（八〇六）に大掾に任命されている

（同書五一頁）。

四、武田祐吉校註『萬葉集』下巻。角川書店。昭和五十六年。二六九頁。

五、前掲四注・二六五頁。

六、前掲一注・三七三頁。

七、『千葉県地名変遷総覽』千葉県郷土資料刊行会。昭和四十七年。七一頁。

八、前掲一注・三七一頁。

九、前掲七注・二〇頁。

一〇、前掲三注・『日本書紀』及び『続日本紀』によると、例えば物部の人々は以下の通りとなる。

『日本書紀』

神武紀II櫛玉饒速日命（物部氏之遠祖）。

崇神紀II大綜麻杵命（物部氏遠祖）・伊香色雄（物部連祖）・物部八十手。

垂仁紀II物部十千根大連（物部連遠祖）。一云II五十瓊敷命（物部首之始祖）

景行紀II夏花（物部君祖）。

仲哀紀II物部膽（膽）昨連。

履中紀II物部大前宿禰・物部伊苦弗大連・物部長真膽連

安康紀II物部大前宿禰。

雄略紀II物部目大連・物部菟代宿禰・物部大斧手。

武烈紀II物部龜鹿火大連。

繼体紀II物部龜鹿火大連（大將軍）・物部至至連（百濟本紀云）。物部伊勢連父根。

安閑紀II物部龜鹿火大連・物部木連子大連（物部宅媛の父）・物部宅媛（安閑天皇の妃）・物部大連尾興。

宣化紀II物部龜鹿火大連。

欽明紀II物部尾興大連・物部施德麻哿牟（百濟人か）・物部連奈率用歌多（任那人か）・物部奈率哥非（百濟人か）・物部莫奇

（百濟人か）。

敏達紀II物部弓削守屋大連・物部贊子連。

用明紀II物部弓削守屋大連。

崇峻紀II物部守屋大連。

孝徳紀II物部朴井連椎子・物部二田造塩。

『続日本紀』（官位除目のみは人名のみとした）

元正紀II物部乱（讃岐國寒川郡人）。物部毛虫咩（土左国人）。

聖武紀II物部用善（賜物部射園連）・物部韓國連法足（外從五位下典葉頭）・物部依羅朝臣人会（從五位下信濃守）・物部連族子嶋。

孝謙紀II物部王・物部山背。

淳仁紀II物部広元。

称徳紀II物部蜷淵（上野国甘樂郡人中衛。賜姓物部公）・磯部牛麻呂（上野国甘樂郡人外大初位下。賜姓物部公）・物部淨志朝臣（拝法參議）・物部磯浪・物部孫（弥）足・物部直広（武藏國入間人正六位上勲五等。賜姓入間宿祢）・物部麻呂（備前国御野人。賜姓石生別公）・物部宿祢伊賀麻呂（近江国人。復本姓物部）

桓武紀II物部磯波（外從五位下左兵衛大尉）・石上大朝臣宅嗣（中納言正三位・兼中務卿）・多芸連国足（左京人正八位下。賜姓物部正三位・兼中務卿）・多芸宿祢（美濃國多芸郡人。物部多芸連）・物部得麻呂。

光仁紀II物部磯波（外從五位下左兵衛大尉）・石上大朝臣宅嗣（大納言贈正二位）・（物部

麻呂（左大臣從一位）・（物部）弟麻呂（中納言從三位）・石上朝臣家

成（正五位下民部大輔）・物部多芸宿祢国足（中宮少進從五位

下因幡介・兼越中介・中宮大進從五位下兼常陸大掾・図書助）・

物部志太連大成（常陸國信太郡大領外從五位上）・物部韓國連

真成・物部建麻呂・物部海連飯主（女儒外從五位下）・韓國連

源（外從五位下。伏望蒙賜高原許）（物部）塙見。

一一、大野七三編著『先代旧事本紀』訓註。新人物往来社。平成元年。

一二、前掲三注・『日本書紀』前篇。二七〇頁。

一三、荻原浅男他校註・訳、日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』小学館・刊。昭和57年。二四七頁。

「物 井」考

- 一四、前掲一二注・二三七頁。
- 一五、前掲一二注・三二二頁。
- 一六、前掲一二注・三二七頁。
- 一七、前掲一注・三七八頁。
- 一九、吉田東吾『大日本地名辞書』五・坂東・東京富山房。昭和14年。
- 三三三一頁・三二三九一四〇頁。
- 一〇、前掲一注・三七八頁。
- 一一、編者・竹内理三他『日本古代人名辞典』第六卷。吉川弘文館。昭和五十一年。一七五一四五頁。
- 一二、『和名抄』下總國条に「迺瑳郡」がある（前掲一注・三七九頁）。
- 一三、前掲二注・『続日本後紀』。三八頁。
- 一四、前掲一一注・天孫本紀。一二三頁。
- 一五、安本美典著『神武東遷』中央公論社。昭和五六年。一三三頁以下。
- 一六、編集兼発行者・市島謙吉「伴信友全集第三『高橋氏文考注』」国書刊行会。明治四十年。四十八頁以下。
- 一一注二六参照。
- 一七、前掲十一注・一八頁。
- 一八、佐伯有清著『新撰姓氏錄の研究』本文篇。吉川弘文館刊行。昭和四十七年。一五三・二六四頁。尚、同書考證篇一二二・二三八頁参照。
- 一九、前掲一二注後篇・三七五頁。
- 三〇、前掲一注・三七二頁。
- 三一、前掲七注・二四頁。
- 三二、エリアマップ『千葉県』昭文社。昭和57年。
- 三三、前掲三注・『佐倉・四街道市』。一九八九年。
- 三四、前掲七注・九四頁。
- 三五、千葉敬愛短期大学の裏手を通る道路を挟んだ反対側にある。
- 三六、清宮秀堅穎栗著『下總國舊事考』明治三十八年。
- 三七、前掲一九注。
- 三八、鹿島川につき吉田東吾は次のように述べている（前掲一九注・三二四〇頁）
- 佐倉鹿島台の下に匯合する野水にして、北に赴き、印旛湖へ入る。
其間一里許の流江を、川口とも称す。
- 鹿島川は二支源に出づ、一は内野、高野に發する立沢川にして、西流し來り、柳沢牧の勝田川、高崎川を合せて、六崎、鎌木の間を経て、
- 鹿島台の下に至る。一は千葉郡に屬する千葉野に發源して北流、岩富、馬渡を過ぎ、物井川の名あり。二流匯合の辺、地勢卑濕、以て佐倉西南の阻障を成す。
- 前段の立沢川・鹿島川は現在の高崎川（前掲三三）であり、J.R.物井駅の東を北流している鹿島川に下流で合流する川である。
- 條塚から物井駅の東を北流する川は、はつきり物井川と称されていたもので、磯邊昌言は次のように述べている。『佐倉風土記』亨保七年。
- 「『房総文庫』房総文庫刊行会。昭和五年二四頁所収）」
- 在印播郡ニ、二源皆出上總ノ國ニ、一ハ自野呂來リ歴ニ
下田・谷当ヲ北流十余里ニメ而至坂戸ニ、一ハ自吉倉來リ、
歴大谷流・用草・七曲・巖當ヲ、西ニ流ル十余里ニメ、而至坂戸ニ、二水相会ノ、入馬ノ渡ノ橋下ニ又西北ニ流ル六里ニメ、
為ル物井川ト、出ル于小名木ニ細流過キシタリヲ、亦会ノ于此ニ、
而北ニ流ル三里ニメ至羽鳥ニ、又与高崎川会シ、遂北流シ
於城西ニ、過クル鹿島橋六七里ニメ、而入印播江ニ焉。
- やはり、物部郷（物井）の与える影響は川の名にも現れていたとみるべきであろう。
- 三九、前掲一注。
- 四〇、鶴岡良弼著『日本地理志料による・千葉県郷名分布図』千葉県中央図書館蔵。明治二十年作成。
- 四一、前掲一九注・三二四〇頁。
- 四二、四三・四四、前掲七注・九四頁。
- 四五、田邑。「井」には「一里四方の田地・むらノ人の聚り住む所」などの意味がある。すなわち「物井」は「物部家の田邑」の意となる（諸橋轍次著『大漢和辞典』卷一。大修館。昭和三十五年。五一九頁）。